

一般社団法人日本疫学会定款施行細則

一般社団法人日本疫学会（以下、「当法人」という）定款に基づき、次の通り施行細則を定める。

休会に関する細則

定款第5条（1）に基づき、正会員の休会について定める

第1条 当法人の正会員で、海外留学、長期病気療養等の理由により当法人の会員としての活動ができない場合は、休会することができる。

2 休会期間中は会員としての身分は保留のまま、会費は免除する。ただし、その期間は、以下の事項の適用とする。

- (1) 会員履歴年数には算入しない。
- (2) 代議員選挙における選挙権および被選挙権は有しない。
- (3) 学会誌 ”Journal of Epidemiology” に、筆頭著者、Corresponding Author として投稿出来ない。
- (4) 学術総会で、筆頭著者として研究発表は出来ない。

第2条 休会しようとする会員は、休会届に必要事項を記載の上、学会事務局に提出しなければならない。その際、未納の会費があるときは完納しなければならない。

第3条 休会の期間は原則として年度単位で2年間までとする。ただし、当初申請された期間よりも休会期間が延長となった場合には、その理由を明記の上、再度申請により延長することができる。

第4条 休会期間を終了したときは、すみやかに復会届に必要事項を記載の上、学会事務局に提出し、会費を納入しなければならない。

第5条 休会期間終了後に延長又は復会手続きがない場合は、休会期間終了後2年経過した年度末で除名となる。

第6条 本細則の改正は、理事会の議決により行う。

附則

本細則は、2017年4月25日から施行する。